

**平成27年度第1回生駒市都市計画審議会
会議録**

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 平成27年11月27日(金)
(2) 開閉時刻 午後3時30分から午後3時50分
(3) 場 所 コミュニティセンター 2階 201・202会議室

2 委員の出欠

(1) 出席者

- (委員) 増田会長・中谷副会長・桑原委員・福中委員・久保委員・高枝委員・田中委員・松中委員・安若委員・矢田委員
(事務局) 大西都市整備部長・北田都市計画課長・家元都市計画課課長補佐・有山都市計画課課長補佐・浜田都市計画課計画係長・岡西都市計画課調整係長

(2) 欠席者

東委員・倉橋委員・久委員・砥石委員・藤堂委員

3 会議の成立

○上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。

(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

4 会議の公開・非公開の別 公開

5 傍聴者数 無

6 配布資料

- (1) 会議次第
(2) 委員名簿
(3) 説明用資料 1 その他案件(1)「大和都市計画生産緑地地区の変更について」の説明用資料

7 次第

- (1) 開会
- (2) 案件

第1号案件 副会長の選出について

第2号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について

8 審議結果等

- (1) 第1号案件 副会長の選出について

- ・ 案件について事務局から説明

増田会長が、副会長に中谷委員を指名される。

- (2) 第2号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について

- ・ 事務局から概要説明
- ・ 質疑無
- ・ 結果

第2号案件は原案のとおり可決する。

- (3) その他

- ・ 質疑

○生産緑地制度が平成4年から始まり、平成34年に営農条件の期間である30年間に近づいてきていますが、その時に指定された全生産緑地が解除になるというような問い合わせはありますか。

●故障・死亡での買い取り申し出の問い合わせはありますが、平成4年に指定された生産緑地地区が30年経ったら全生産緑地地区が解除になるかというような問い合わせはありません。

○生産緑地は、30年間営農すると死亡・故障などの条件が無くても買い取り申し出ができるという制度ですが、自動的に解除になるということではありません。市民から、そのような問い合わせがあれば、丁寧に説明してもらえればと思います。

- 都市農地のことについて国でも議員立法ができ、活発な議論があり、管轄は農水省か国土交通省のどちらになるか決まっておりませんが保全の対策において新たな展開を考えているようです。
- 奈良県の都市計画区域マスタープランの変更はありますか。
- 平成26年度に都市計画基礎調査が行われたところであり、次回の都市計画区域マスタープランの変更は平成32年度の予定です。